

中海干拓農地（弓浜干拓地）の 売渡し・貸付けについて

募集期間：平成25年7月1日（月）～7月10日（水）



中海干拓農地（弓浜干拓地）の 買受け・借受けを希望される農家の皆さんへ

県では、県所有の干拓農地の積極的な利活用を促進し、「食のみやこ鳥取県」を支える担い手農家や新規就農者の農地集積、栽培技術、経営技術などを総合的に支援します。

このリーフレットは、農家の皆さんに中海干拓農地を買受け・借受けしていただく際の参考となるよう作成したものです。

内容について、十分御検討の上、多数の農家の皆さんに干拓地営農に参画していただきますようお願いします。

1

干拓地の概要

干拓農地の特徴は次のとおりです。

- (1) 標準区画は30×100m（30アール）で、大型機械による営農が可能です。
- (2) 全ほ場に散水施設（スプリンクラー）が設置されています。
- (3) 砂質土を利用した白ネギ、大根、サツマイモ、里芋、ニンジン等の栽培が盛んです。
- (4) 中でも、特産の白ネギは、周年出荷体制が確立され、機械化、低コスト化が進められており、全国有数の産地となっています。
- (5) 境港市中海干拓地営農組合が、農業者の営農支援のため、白ねぎの定植作業や緑肥の裁断作業などを受託されています。

白ネギ



ニンジン

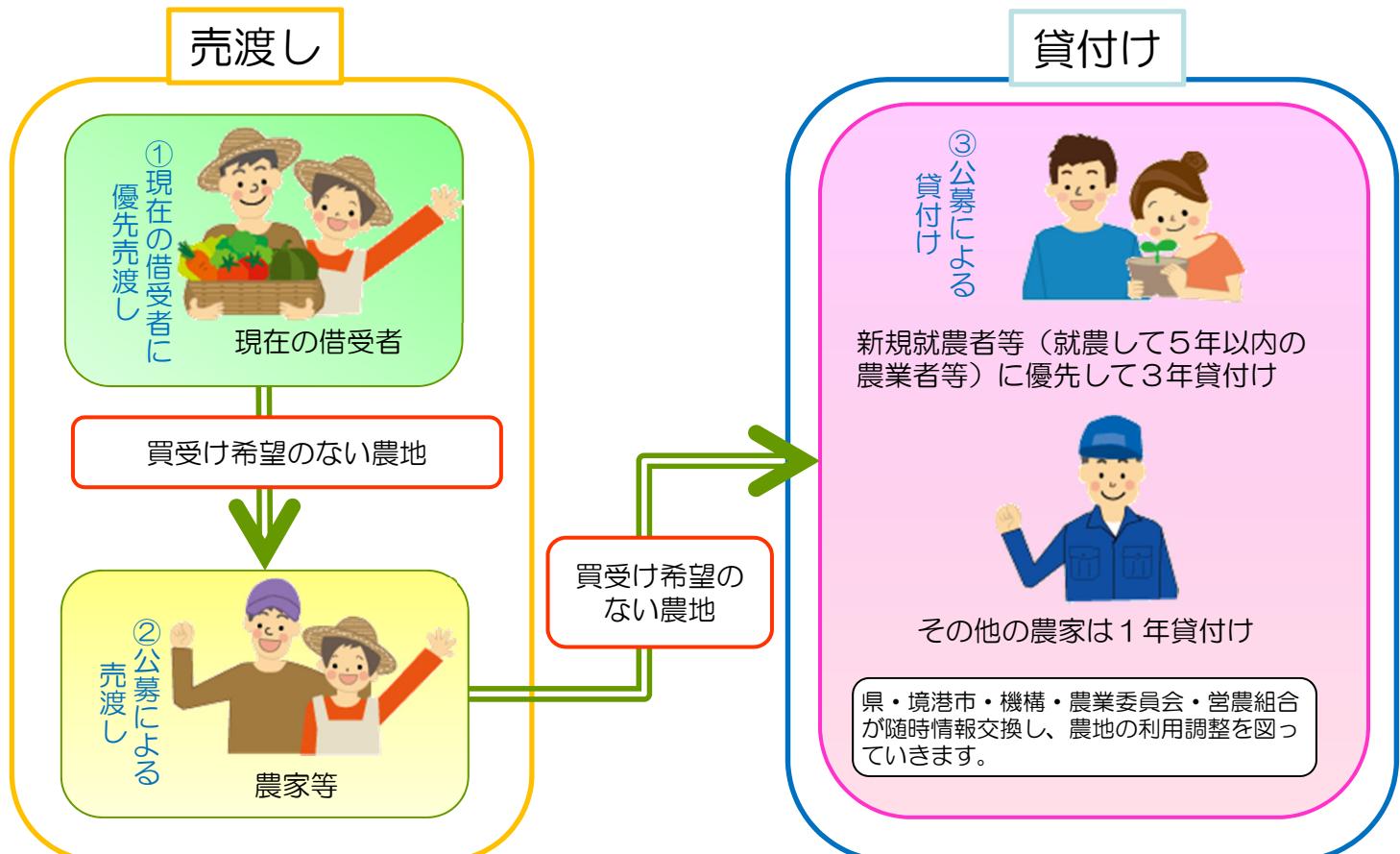


里芋



2 売渡し・貸付けの方針

売渡し・貸付けの流れ



※農地の売渡し・貸付けは、従来どおり売渡しを優先し、県が設置する審査会が農家の営農の実情に留意して進めます。

※売渡し・貸付けは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下、「機構」という。）の農地保有合理化事業により行います。

- ①現借受者に対して優先して売渡しを行います。（3年以内の計画での買受けもできます。）
- ②現借受者に買受け希望がない農地は、公募により売渡しを行います。（3年以内の計画での買受けもできます）
- ③公募により買受け希望がない農地は、以下のとおり貸付けを行います。
 - ア 新規就農者等に対して優先して3年以内の貸付けを行います。なお、就農から6年を超えない範囲で貸付期間を延長できます。
 - イ その他の農家については1年の貸付けとします。ただし、貸付期間終了時に買受け等をする農家のない場合には、更新ができます。

3 売渡し・貸付け区画数

工区名	地目	売渡・貸付区画数	備 考
弓浜干拓地	畑	42区画 (1区画概ね30a)	総面積は、約12.4ヘクタール。 売渡し・貸付けは、1区画単位で行ないます。

4

売渡価格・貸付料

売渡価格 この地域の標準的な価格（約72万円/10a）を基に、各区画ごとの価格を区画の形状や土壤・排水の状況を考慮して算定します。

貸付料 貸付料の年額は、8千円／10aです。

貸付にあっては、新規就農者の助成制度がありますのでお気軽にお尋ねください。

※ これ以外に、排水機場、用水施設等の施設管理費が毎年必要です。（平成25年度は1万3千円／年間・10a）また、施設の大きな修理などで別途臨時の管理費が必要となる場合があります。

5

売渡し・貸付け対象者の資格要件

中海干拓農地（弓浜干拓地）の売渡し・貸付けを受けるためには、農業者及び農業生産法人等で、次に掲げる要件の全てに適合することが必要です。

- 1 農地のすべてについて、効率的に耕作すると認められること。
- 2 耕作に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 3 買受け後又は借受け後の経営面積が、40aを超えていること。
- 4 農用地の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがなく、中海干拓農地の農業振興に寄与すること。
- 5 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すること。

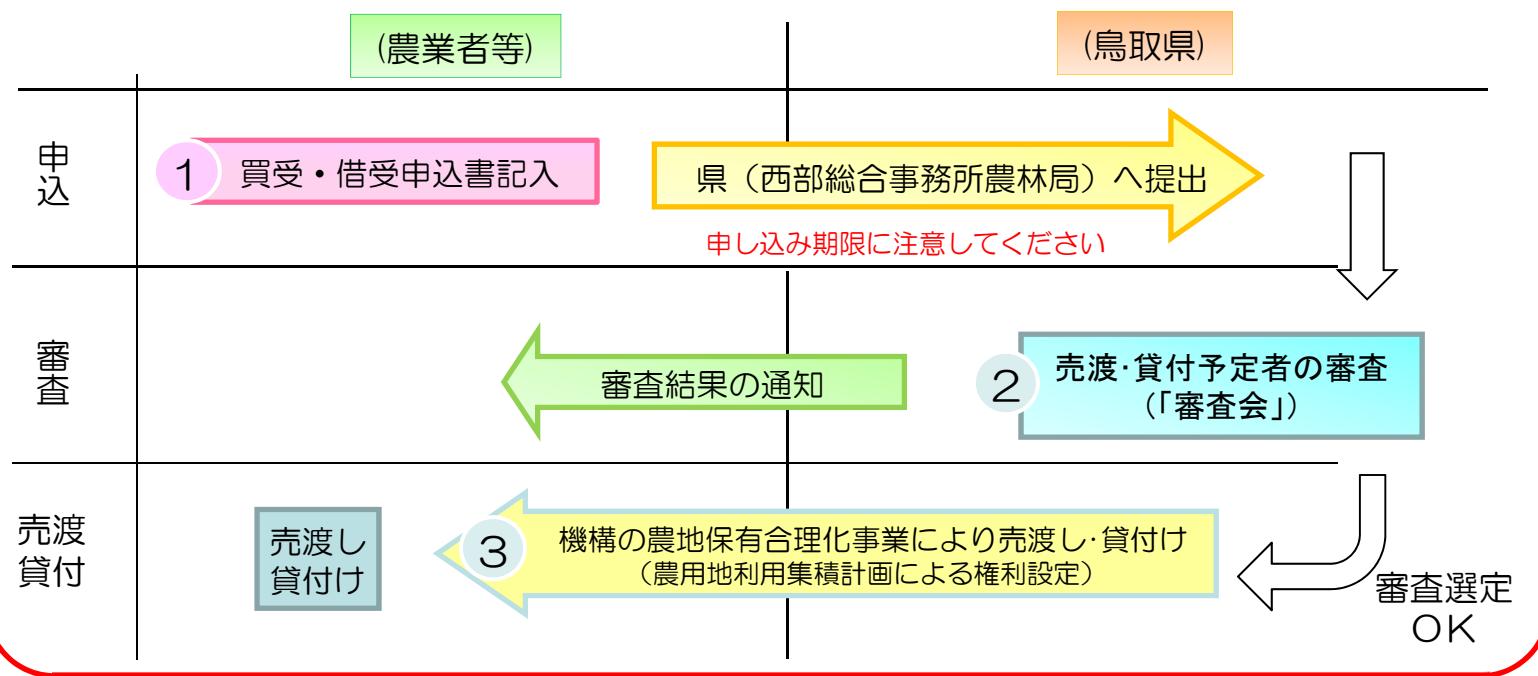
公募による申込手続等について

(1) 募集期間

7月1日（月）～7月10日（水）

(2) 申込み手続き等

- ① 買受・借受希望者は、買受・借受申込書を、県へ提出してください。
- ② 県は、審査会により審査を行い、その結果を申込者にお知らせします。
- ③ 県は、機構の農地保有合理化事業により農地の売渡し又は貸付けを行います。



弓浜干拓地

H25. 6現在

